組合報

協同組合アキューミューレーション 広報委員会

2020年11月 VOL. 52

http://accumulation.or.jp



組合員の皆様へ

貴社におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

寒さが徐々にきびしくなっており、新型コロナウイルスの感染が拡大 しておりますので、健康管理に十分留意するよう注意喚起して頂きます とともに、具合が悪い時は早めに病院で受診させるようお願いします。 また寮の暖房器具についても動作の状態と安全の確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の予防について

11 月に入り、全国で再び新型コロナウイルス感染症者数が急増しております。既に第3波が発生していると思われる状況ですので、あらためてコロナウイルス感染予防の徹底対策として 手洗い・うがい・ 咳エチケット・マスク着用・3密の回避を励行願います。

【年末調整】必要資料の確認について

従業員から回収する書類には、各種控除申告関係の3つがあります。

(1)給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

(2)給与所得者の基礎控除申告書 兼給与所得者の配偶者控除等申告書 兼所得金額調整控除申告書

※令和2年分から「基礎控除の改正」と「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設」がなされました。まず、基礎控除の改正では、これまで所得制限がなく一律38万円であったものが、合計所得金額が2500万円以下の所得制限がかかるとともに、控除額も、合計所得の段階ごとに48万円、32万円、16万円の3段階に変更されました。(※技能実習生の場合には、48万円の控除に該当)

(3)給与所得者の保険料控除申告書

給与所得者が、生命保険料、地震保険料、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除といった保険料控除を受けるために必要な書類です(※該当しない場合には、記入不要)

※実習生の場合、国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、詳細は添付のリーフレットをご参照。

【注意喚起】中国警察や大使館員になりすました詐欺電話が発生

日本国に住む中国人へ、中国語で中国の政府機関や公安警察と名乗る者から

- ・あなた名義の銀行通帳が中国へ送られている。
- ・あなたは犯罪者の仲間ではないのか、違うのであれば、あなたのパスポート番号や身分証の I D 番号を教えてほしい。
- ・犯罪者たちと無関係である証拠を準備する必要があるので、指定口座に現金を振込なさい。

などと言ってお金を騙し取る事件が発生しています。

「特定活動」受入企業(感謝)

●実習困難になった実習生

先日、埼玉県にある実習実施先(建設業 とび)で、従前の実習実施先で実習困難になった当組合の実習生1名、及び他組合実習生1名、の受入を頂きました。他業界の異職種にも関わらず、積極的にご採用をいただきまして、ありがとうございました。

現在、「特定活動」として就業をスタートしており、1年以内に特定技能の取得を目指しております。 組合としても、特定技能外国人として就労できるために必要な技能等を身に付けることができるよう 必要な指導、助言等を行うとともに、在留中の日常生活に係る支援についても適切に行っていきます。

「北井社長、元技能実習生2名(ベトナム1名、バングラデシュ1名)撮影」



●「特定技能」制度への移行について

新たな外国人人材の受入れ制度として 2019 年 4 月より在留資格「特定技能」が開始されています。 「技能実習 2 号を良好に修了した実習生は「特定技能 1 号」への移行に関して技能水準・日本語能力水 準の試験は免除されます。

「特定技能」への移行をご検討されている実習実施者は当組合までご連絡をお願い致します。

(2019 年 9 月 27 日付けにて当組合は出入国在留管理庁より特定技能外国人受入事業に関する登録 支援機関に認定されています。)

2020 年 2 月 28 日より特定技能外国人の受入れ対象機種で建設分野においては、従来からの11.職種に加え、新たに7業種が追加されました。)

新規7業種:とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工

緊急連絡先(24時間)

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】070-3667-8667(杉戸) 080-4477-6005 (廣畑)

070-6520-6943 (チャン) 070-5078-8842 (馬)

国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

平成27年9月 (平成30年1月改訂) 国 税 庁

給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整において、非居住者である親族(以下「国外居住親族」といいます。)に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除(以下「扶養控除等」といいます。)の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」(これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)を源泉徴収義務者に提出し、又は提示する必要があります。

(注)確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合にも、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。ただし、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収又は給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示を要しないこととされています。

◎ 「親族関係書類」とは

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体(以下「外国政府等」といいます。)が発行した書類 (国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)

注意事項

- 1 親族関係書類は、国外居住親族の旅券の写しを除き、原本の提出又は提示が必要です。
- 2 ②の外国政府等が発行した書類は、例えば、次のような書類が該当します。
 - 戸籍謄本 出生証明書 婚姻証明書
- 3 外国政府等が発行した書類について、一つの書類に国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の全てが記載されていない場合には、複数の書類を組み合わせることにより氏名、生年月日及び住所又は居所を明らかにする必要があります。
- 4 一つの書類だけでは国外居住親族が居住者の親族であることを証明することができない場合には、複数の書類を組み合わせることにより、居住者の親族であることを明らかにする必要があります。必要な書類の組合せについては、5ページの【外国政府等が発行した親族関係書類の組合せ表】を参考にしてください。
- 5 16 歳未満の非居住者である扶養親族(扶養控除の対象とならない扶養親族)であって も障害者控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要 です。

◎ 「送金関係書類」とは

「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレ

ジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類

注意事項

- 1 送金関係書類については、原本に限らずその写しも送金関係書類として取り扱うことができます。
- 2 送金関係書類には、具体的には次のような書類が該当します。
 - ① 外国送金依頼書の控え
 - ※ その年において送金をした外国送金依頼書の控えである必要があります。
 - ② クレジットカードの利用明細書
 - ※1 クレジットカードの利用明細書とは、居住者(本人)がクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を居住者が支払うこととしているもの(いわゆる家族カード)に係る利用明細書をいいます。

この場合、その利用明細書は家族カードの名義人となっている国外居住親族の送金関係書類として取り扱います。

- 2 クレジットカードの利用明細書は、クレジットカードの利用日の年分の送金関係書類となります (クレジットカードの利用代金の支払(引落し)日の年分の送金関係書類とはなりません。)。
- 3 国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親 族の各人ごとに必要となります。

例えば、国外に居住する配偶者と子がいる場合で、配偶者に対してまとめて送金している場合には、その送金に係る送金関係書類は、配偶者(送金の相手方)のみに対する送金関係書類として取り扱うことはできません。

- 4 送金関係書類については、扶養控除等を適用する年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。
 - ※ 同一の国外居住親族への送金等が年3回以上となる場合には、一定の事項を記載した明細書の提出と 各国外居住親族のその年最初と最後に送金等をした際の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、 それ以外の送金関係書類の提出又は提示を省略することができます。

この場合、提出又は提示を省略した送金関係書類については、居住者本人が保管する必要があります。 5 16 歳未満の非居住者である扶養親族(扶養控除の対象とならない扶養親族)であっても障害者控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要です。

◎ 「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出(提示)の時期

1 国外居住親族に係る「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する者は、その申告書を 給与等の支払者に提出する際に「親族関係書類」を併せて提出又は提示し、年末調整を行 う際に給与等の支払者に「送金関係書類」を提出(提示)する必要があります。

年末調整の際に「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する場合の「親族関係書類」 及び「送金関係書類」の提出(提示)の方法は、下記3を参照してください。

- (注)年の中途で控除対象扶養親族等が出国したことにより、国外居住親族となった場合には、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」と併せて「親族関係書類」を提出(提示)する必要があります。
- 2 国外居住親族に係る「従たる給与についての扶養控除等申告書」又は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する者は、これらの申告書を給与等又は公的年金等の支払者に提出する際に「親族関係書類」を併せて提出(提示)する必要があります。
 - (注)「送金関係書類」を上記の支払者に提出(提示)する必要はありませんが、確定申告を行う際には、確定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

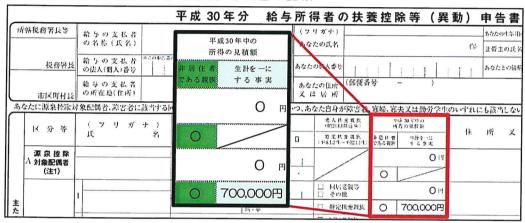
3 年末調整の際に、非居住者である配偶者に係る「給与所得者の配偶者控除等申告書」を 提出する者は、この申告書を給与等の支払者に提出する際に「親族関係書類」と「送金関 係書類」を併せて提出(提示)する必要があります。

なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」を給与等の支払者に提出する際に「親族関係書類」を提出(提示)している場合には、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与等の支払者に提出する際に別途「親族関係書類」を提出(提示)する必要はありません。

◎ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の記載について

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」や「給与所得者の配偶者控除等申告書」には、 国外居住親族に係る事項を記載する必要があります。

① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記載



- イ 「非居住者である親族」欄には、源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が国外居住親族 に該当する場合に「〇」を記載します。
- ロ 「生計を一にする事実」欄には、その年に国外居住親族へ送金等をした金額の合計額を記載 します。

なお、非居住者である配偶者に係る、配偶者控除又は配偶者特別控除を受ける場合には、次の「② 給与所得者の配偶者控除等申告書の記載」を参照してください。

- ※ 「非居住者である親族」欄は扶養控除等申告書を提出する際に記載し、「生計を一にする事実」 欄は年末調整の際に追記してください。
- ② 給与所得者の配偶者控除等申告書の記載



- イ 「非居住者である配偶者」欄には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける配偶者が 非居住者に該当する場合に「〇」を記載します。
- 「生計を一にする事実」欄には、その年に非居住者である配偶者へ送金等をした金額の合計 額を記載します。

◎ 国外居住親族に係る扶養控除等に関するQ&A

- Q1 扶養親族が留学する場合でも、親族関係書類と送金関係書類の提出(提示)は必要ですか。
- A 扶養親族が留学する場合において、その留学が継続して1年以上国外に居住することを通 常必要とするものでなければ、その扶養親族は国外居住親族には該当しないことになりま す。

その扶養親族が国外居住親族に該当しない場合には、その者に係る親族関係書類や送金関係書類の提出(提示)は必要ありません。

- Q2 親族関係書類は、1年以上前に発行されたものでも有効な書類として認められますか。
- A 親族関係書類については、法令上、書類の発行日に関する規定はありませんので、書類の 提出日より1年以上前に発行されたものであっても有効な書類として認められます。

ただし、扶養控除等の対象となる親族については、結婚や離婚などにより異動があるため、「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書に記載された国外居住親族が居住者の親族に該当するかどうかは、これらの申告書が提出される日の現況により判定することとされています。

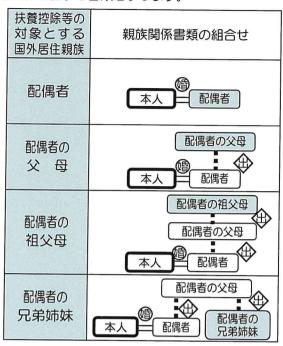
したがって、親族関係書類の発行日が「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書の 提出日より数か月以上前であるような場合には、これらの申告書の提出を受ける際に、その 国外居住親族の親族関係に変更がないか申告書の提出者に確認していただくようお願いしま す。

- Q3 親族関係書類では、何を確認すればよいですか。
- A 親族関係書類では、「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書に記載された国外居住 親族が居住者(本人)の親族であることを確認した上で、これらの申告書に記載された国外 居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所に誤りがないことを確認してください。
- Q4 送金関係書類では、何を確認すればよいですか。
- A 送金関係書類では、その年において、居住者(本人)が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、その国外居住親族に行ったかどうかを確認してください。例えば、送金関係書類が外国送金依頼書の控えの場合には、送金者の氏名が居住者(本人)となっているか、送金受領者の氏名がその国外居住親族となっているか、及び送金日が扶養控除等を適用しようとする年分のものであるかを送金関係書類により確認してください。
- Q5 提出された親族関係書類及び送金関係書類は、何年間保存する必要がありますか。
- A 源泉徴収義務者に提出された親族関係書類や送金関係書類に関して、法令上、個別に保存 義務を定めた規定はありませんが、「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書は、法令 により、給与等又は公的年金等の支払者において7年間保存することとされていますので、 親族関係書類や送金関係書類もこれらの申告書と併せて保存してください。

【外国政府等が発行した親族関係書類の組合せ表】

「⇔」は親子関係を証する書類を、「⑲」は婚姻関係を証する書類を示します。

扶養控除等の 対象とする 国外居住親族	親族関係書類の組合せ			
子	本人子			
本人の 父 母	父母 畫 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆			
本人の 祖父母	祖父母 父母 本人			
本人の 兄弟姉妹	◆			



【表の見方】

例えば、居住者(本人)が非居住者である「配偶者の母」を扶養控除の対象とする場合には、①居住者(本人)と配偶者との婚姻関係を証する書類、②配偶者と配偶者の母との親子関係を証する書類の2つの書類により、居住者(本人)と「配偶者の母」との親族関係を証明することになります。

※ 必要書類の組合せの具体例

THE RESIDENCE OF THE PROPERTY				
子	本人の父母	本人の祖父母	本人の兄弟姉妹	
子の出生証明書	本人の出生証明書	本人の出生証明書	本人の出生証明書	
		父(母)の出生証明書	兄(弟姉妹)の出生証明書	
配偶者	配偶者の父母	配偶者の祖父母	配偶者の兄弟姉妹	
本人の婚姻証明書	本人の婚姻証明書 配偶者の出生証明書	本人の婚姻証明書 配偶者の出生証明書 配偶者の父母)の出生証明書	本人の婚姻証明書 配偶者の出生証明書 配偶者の兄俤姉妹)の出生証明書	

お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。 また、国税庁ホームページに<u>「国外居住親族に係る扶養控除等Q&A(源泉所得税関係)」</u>を掲載して おりますので、そちらもご活用ください。